

第七回 参議院建設委員會會議錄第二十号

(五二九)

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)午前
十時五十六分開会

本日の会議に付した事件

○建築士法案(衆議院提出)

○住宅金融公庫法案(内閣送付)

○委員長(中川幸平君) それでは只今より建設委員会を開会いたします。建築士法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○久松定武君 お伺いいたします。一級建築士、又は二級建築士の受験資格についての第十四條、又は第十五條のうちの建築に関する実務の経験とは、どの範囲を言うのでありますか、その点をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。実務経験のこれはいろいろな解釈のしようがあると思いますが、大体建設省で今までのこの字句に対する内容を規定いたしましたものがありますので、それによつてお答え申し上げます。建築に関する実務の経験とは、責任ある地位においてした左の各号の一に掲げる経験をいう。一、建築物に関する設計、積算又は工事の監理若しくは監督の経験、二、建築物の構造計算又は建築物における給排水、冷暖房等の設備、工事の設計若しくは施行の経験、三、都市計画、建築、住宅、建築材料に関する行政事務の経験、以上を言うのであります。

○久松定武君 そうしますと、この法案によります建築士の技術上の資格は

第十六部

建設委員會會議錄第二十号 昭和二十五年四月二十五日【参議院】

設計技術にあるものと考えてるのでありますが、設計における技術は計画技術者と設計技術者とを含むものと考えられるのであります。施行技術又は施工技術者とは異なるものと思います。その建築に関する学問、又は経験においても、或る者は設計、いわゆるデザインとして、或る者はドラフト・マンとして、或る者は構造計算専門として、或る者は建築設備専門に、或る者は建築材料専門に、又或る者は施工専門というふうに非常に分類して来ております。これらの事情から考えまして、又或る者は建築行政として特に官庁等で建築申請の許可等の事務を専門にしておるといふ者がある、そういうような点から考えますときに、或る部門の一部でも心得しておる者であつたならば、技術者の実務の経験というところまで許されるのであります。

○衆議院議員(田中角榮君) 先程申し上げましたように、現在の建築に携つておるといふ者は、いろいろな職務に分類されて、行われておるのであります。建築の設計、それから工事の管理というものであります。この目的を達成せしめ得る範囲の実務経験であるならば、これを全部認めたということになります。これはもとと現実的に申し上げますと、只今申し上げたようなものであります。ただそれに含まれないもので、全然図面も引けない、現在又引いておらない、工事監理というようないことも行なつた

ことがない。ただ図面によつて、監理者の指示によつて施工だけ行なつて来たという者があると思ひます。そういう者は高職とか、大工職とかいふ者は対象にならないわけでありまして、その他の設計監理、監督、それから代理事業といふことを行なつております者は、主にそういう方面を相当いたしておりまして、基礎的には殆んど全部に関連して実務の経験を持つてゐるのであります。そういうふうになし

○久松定武君 そうすると、官庁や何かのいわゆる建築行政ばかりを扱つてゐるというふうな、そういう官吏や何かはどうなるんですか。

○衆議院議員(田中角榮君) 勿論この範囲に含んでおります。

○久松定武君 今建築基準法が準備されてゐるに聞いておりますが、この中には建築主事が各府県市町村に置かれることになっており、而もその建築主事の資格は吏員であつて、且つ一級建築士で二ヶ年間の建築の行政の経験を持つ者というふうに限定されてゐるに聞いておりますが、私はまだ基準法の内容を存じませんが、私はまだそうすると、こういうことが事実であるかどうかを伺ひます。

○衆議院議員(田中角榮君) 私もこの法律案を作成いたしましたに際して、姉妹法である建築基準法と表裏一体として研究を進めて参つたのであります。今日明日に提案の予定であるところの建築基準法はその過程において、修正

をせられたようでありまして、実際の状態では、市町村長の権限までこれを移すということに対しては、現在の日本の現状に即さない点があるのじやないかと考えておつたのですが、その過程におきましては、勿論許可の権限その他は、特に市町村長が権限移譲を要求するものに對しては、與えた方がよろしいということに修正になつたようであります。

○委員長(中川幸平君) 質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) それでは御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○仲子隆君 私はこの案がこれからの日本の建設、殊に文化、高い文化を狙う建設の問題に對しては非常に必要なのであると思ひます。併し現状においては、御覽のごとく、多数の建設関係の仕事は永年の経験、十二、三の子供から腕を鍊り上げて来た人達によつて多かられており、又相当学校において力学その他を研究した者と雖も、とにかく日本の建築の現状からして、杜撰になり、或いは不十分になり、表面を見て立派な現在までの建築士がやるとしても、思わざる故障を来すような状態があります。これは日本の歴史的な情勢、或いは現在の経済的その他貧困な情勢から来るものではあります。この間に当分尙本来の建設士そ

の他に對して不十分な実情が現われて来るものと考えてるのであります。従つて過渡的なものが何か考えられなければならぬのであります。一応この法案が通過いたしましたも、然る後において養成するとか、従来のものも尙十分研究させる、或いは特別な方式を以て資格も與えらるゝとかいふ、各種の過渡的な手段を十分講じて、将来日本が世界に臨む文化的な国となり、文化的な建設事業が行われるようになるために十分の工夫をせられることを期待して、この法案に賛成をいたします。

○久松定武君 私も賛成するものであります。ただ第四條の第三項の「外國の建築士免許を受けた者」のこの点であります。日本は獨得の氣候もあり、それから同時に建築も獨得のものがある。これをただ免許を持つておる者ならば無條件で許すということになしに、日本は地震国でもあるし、又風水害の非常に大きな災害を受けるところでありますから、その言つたものをよく考慮して頂きまして、この免許を許すに當つては厳格なる資格を以てやつて頂きたいことが希望であります。

○委員長(中川幸平君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと認めます。

それでは直ちに採決に入ります。本法案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員長(中川幸平君) それでは本案は原案通り全会一致を以て可決されました。

尚、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見書の承認を経なければならぬことになっておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川幸平君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられました方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

仲子 陸 赤木 正雄
石坂 豊一 大隅 憲二
佐々木鹿藏 安部 定
久松 定武

○委員長(中川幸平君) 署名漏れはございませんか……。署名漏れはないと認めます。

午前十一時九分休憩
午後二時開会

○委員長(中川幸平君) 只今より建設委員会を再開いたします。速記を止めて……

午後二時一分速記中止

午後三時五十四分速記開始

○委員長(中川幸平君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 中川 幸平君
理事 仲子 陸君
赤木 正雄君

委員

島田 千壽君
石坂 豊一君
大隅 憲二君
佐々木鹿藏君
安部 定君
久松 定武君
衆議院議員 田中 角榮君
政府委員 建設事務官 伊東 五郎君
(住宅局長)

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された

一、北上川治水事業費、災害復旧事業費、国庫補助増額等に関する請願(第一九六八号)
一、小貝川流末付替工事に見返資金融資の請願(第一九八六号)
一、猿ヶ石川田瀬えん堤工事施行に伴う現住民保護の請願(第二〇一一号)
一、目木、余両川改修工事施行に関する請願(第二〇三三三号)

一、住宅金融公庫貸出審議委員会委員選任に関する請願(第二〇三八号)
一、福島県島崎土尻地区沿岸防災工事促進に関する請願(第二〇四九号)
一、県道川之江、大杉線開通促進に関する請願(第二〇五九号)

一、住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願(第二〇七七号)

一、三重県久居、奈良県王寺両町間県道に編入の陳情(第三七八号)
一、住宅金融公庫法案中一部修正に関する陳情(第三八七号)

一、国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情(第三九〇号)
一、全国戦災都市復興特別法制定に関する陳情(第四〇四号)

第一九六八号 昭和二十五年四月六日受理
北上川治水事業費、災害復旧事業費、国庫補助増額等に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡姉妹村樋ノ口三六姉妹堤防工事促進期成同盟会内 板屋泰治外十九名

紹介議員 千田正君 川村松助君
岩下県下の穀倉と呼ばる佐倉村から姉妹村を経て前沢町を結ぶ北上川沿岸無堤防地区は、連年じん大なる水害を受けていたが昨年十一月県災害復旧工事として姉妹常盤堤防工事が着手され、続いて昭和二十五年年度には姉妹堤防工事が着手せられる予定であることは、地元民の喜びとするところである。しかし、この堤防の完成により北上川のはん濫による農耕地の流出は防止されれば、県民の食生活はもちろぬ他地方民の食生活に寄與するところ多大であるから、北上川治水ならびに災害予算の増額とともに姉妹堤防工事に着工しすみやかに完成を図られたいとの請願。

第一九八六号 昭和二十五年四月七日受理
小貝川流末付替工事に見返資金融資の請願
請願者 茨城県議会議員 島津三郎

紹介議員 柴田政次君
さきに予算が計上された茨城県小貝川流末付替工事は、現在の事業計画では完成までに相当の年月を必要とし、もしその間にこう水があると現在の下流堤防では、災害を防ぐことができないから、数年内に付替工事を完成するため、本工事に對し見返資金を融資せられたいとの請願。

第二〇一一号 昭和二十五年四月十日受理
猿ヶ石川田瀬えん堤工事施行に伴う現住民保護の請願
請願者 岩手県議會議長 村上順平

紹介議員 川村松助君
昭和十六年四月着手せられ途中戦争により工事中絶となつてゐる岩手県和賀郡谷内村地内猿ヶ石川田瀬えん堤工事が、近く再開せられる由であるが、これに伴う関係住民の住民転居問題は、過去において種々の社会問題を起してゐるので、本件に関しては充分関係住民の意向を調査の上、(一)當農に要する見返地および家屋の全面的補償ならびに斡旋(二)移転離作の補償および補償金の増額、(三)砥森および蛭川

国有林の全面的解放、(四)補償金、移転に伴う売却金および移転家屋に対する不動産所得税等に対する減免、(五)漁業権の附與と電力の導入等の処置を講ぜられたいとの請願。

第二〇三三三号 昭和二十五年四月十一日受理
目木、余両川改修工事施行に関する請願
請願者 岡山県真庭郡久世町長 菱川忠義外六名

紹介議員 黒田英雄君
岡山県旭川の支流目木、余両川の流域は、往古からこの水の都度被害を受けてゐるため、ほとんど荒廢に帰してあり、また目下旭川ダムの計画されつつあるときに際し目木、余両川を未改修のままに放置すれば折角のダムに両川の土砂を流出しダムのしゅんせつを要する等の障害をはなだしいと思われ、すみやかに両川の改修や工事を施工せられたいとの請願。

第二〇三八号 昭和二十五年四月十一日受理
住宅金融公庫貸出審議委員会委員選任に関する請願
請願者 鹿児島市市場連合会内 鹿兒島市市場連合会内 久留美

紹介議員 岡元義人君
今回住宅法案が提出されたことは引揚者および、戦災者等に大きな希望を與えたが、住宅金融公庫貸出審議委員会は、融資に関する決定権を左右すると思われ、同法案の運営を円滑平等にするため、引揚者戦災者の代表者

を加えて同委員会を構成せられたいとの請願。

第二〇四九号 昭和二十五年四月十二日受理

福島県馬場郡土屋地区沿岸防災工事促進に関する請願

請願者 福島県馬場郡真野村長 佐藤 肇

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県馬場郡土屋地区は、旧真野川の河口にあるが、護岸工事が未了のため、当時海水の浸入が激しく、耕地、家屋等と與える被害はじん大であるから、すみやかに本地区に沿岸防災工事を施行せられたいとの請願。

第二〇五九号 昭和二十五年四月十二日受理

県道川之江、大杉線開通促進に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡川之江町長 猪川秋夫外二十四名

紹介議員 久松定武君

愛媛県川之江町より金生町、上分町、金田村、新立村を経て高知県大杉村に至る川之江、大杉線は、四国の中央部を南北に横断して国道二十四号線を二十三号線を連絡し、高知県に愛媛県を最短距離に直結する重要路線であるため、今般県道に編入されたが、笹が峰の分水嶺を中心として約八キロの区間が未開発のまま放置されているため、地方産業の開発に重大なる障害となっているから、すみやかに本路線の開通を図られたいとの請願。

第二〇七七号 昭和二十五年四月十三日受理

住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願

請願者 横沢市長 石河京市 紹介議員 岩崎正三郎君

今国会以上提中の住宅金融公庫法はその所期の目的を達成するため、同法中、第二十一條の鉄筋コンクリート造の貸付金の償還年限三十年を本住宅の耐久年限にてらし少くとも五十年以上に改めること、ならびに利率についても郵便貯金の預金利率程度に改めること等の修正をせられたいとの請願。

第三七八号 昭和二十五年四月六日受理

三重県久居、奈良県王寺町間県道を国道に編入の陳情

陳情者 奈良県宇陀郡榛原町長 高野隆雄外十名

三重県久居より奈良県宇陀郡榛原に至る県道榛原久居線および榛原より桜井、八木、高田を経て王寺に至り大阪市に通ずる県道は、伊勢灣と大阪灣を直結する最短距離であつて沿線は林、農、鉱産物その他産物に富み、また名所旧せきも極めて多く産業観光上重要な路線であるから、本路線を国道に編入せられたいとの陳情。

第三八七号 昭和二十五年四月十日受理

住宅金融公庫法案中一部修正に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町三五全国町村会館内 全国町村議会議長会内 斎藤邦雄

住宅金融公庫法案の審議に際しては、その社会政策的使命と国民経済に與える影響の重大性を考慮されて、同法案中、(一)第二十條の貸付金の一戸当りの金額を住宅建設費の九割とする

こと、(二)第二十三條、第二十六條を業務の公正民主化を図るため改廃すること、(三)第四十條、第四十六條、第四十七條の罰則を強化すること等の修正、(四)第五條第四項の米國対日援助見返資金特別会計からの二十五年年度における同公庫に対する交付金を二百五十億円に増強すること等の修正を行われたいとの陳情。

第三九〇号 昭和二十五年四月十日受理

国土開発法または地方開発法制定促進に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 石原 永明

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を收容しているわが國が、民生の安定向上を図るためには、残された国土資源を最高度に利用開発および保全することが根本問題である。しかるに国土開発について基本方針が決定していないため、地方の未開発地域開発等施策の遂行に支障が多いから、国土開発の施策を総合的かつ合理的に遂行するため、この際国土開発法または地方開発法の制定を促進せられたいとの陳情。

第四〇四号 昭和二十五年四月十二日受理

全国戦災都市復興特別法制定に関する陳情

陳情者 兵庫縣姫路市長 石見 元秀

近時各方面に特別建設都市を設け特別措置によつて復興を促進せんとする企図があるが、これはわが國の再建を阻むものであるから、戦災復興の適確なる完遂を図るために、都市毎の特別法を廢し、全国戦災都市を対象として平等迅速なる復興を期する全国戦災都市復興特別法を制定されたいとの陳情。

昭和二十五年五月十二日印刷

昭和二十五年五月十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁